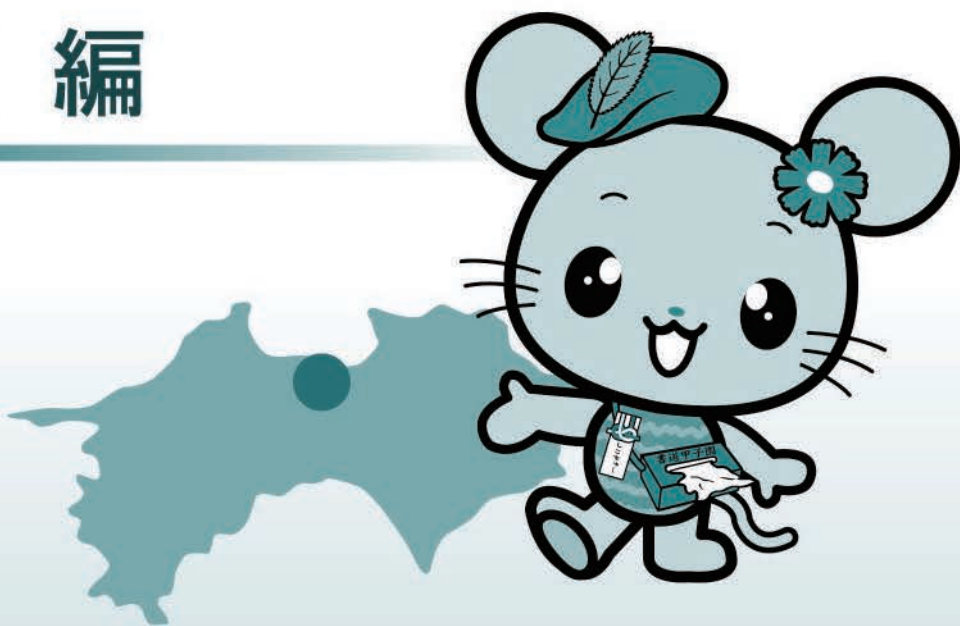


# 資料編

---



## 第二次四国中央市総合計画前期基本計画 指標進捗状況

基本方針	施策	指標	実績(H25)	目標(H30)	実績(H29)	
1	環境資源を宝とするまちづくり					
	1	美しい自然環境の保全と活用				
		有害鳥獣許可捕獲数(イノシシ・シカ・サルなど)	162頭	320頭	405頭	
	2	まちの緑や公園の整備				
		都市公園数(編入を含む)	22か所	27か所	22か所	
		フラワーバンクの登録者数	82人	110人	122人	
		都市公園施設長寿命化計画策定公園数	12か所	20か所	20か所	
	3	良質な水の安定的な確保				
		原水有効利用率	85.3%	88.0%	80.9%	
	4	環境効率性の高い循環型社会の形成				
ごみの総量		32,767t/年	30,341t/年	32,911t/年		
環境保全ボランティア団体登録者数		569人	600人	780人		
2	活力の創造と再生のまちづくり					
	5	総合的な地域産業の振興				
		地産地消農林水産イベント実施か所数	10か所	15か所	12か所	
		工業製品出荷額	5,987億円	6,000億円	6,199億円	
	6	紙産業を核とする産業集積の推進				
		工業用地の確保面積	0ha	20ha	0ha	
		「四国は紙国」への登録者数	118社	200社	168社	
		企業合同就職説明会参加企業数	21社	30社	46社	
	7	自然活用型産業の高度化				
		40歳以下の新規農林水産業就業者数	2人	7人	2人	
		常設の農林水産物販売所数	6か所	6か所	8か所	
		学校農林水産体験学習への参加児童数(割合)	21.8%	25.0%	22.6%	
		里芋作付け面積	181ha	181ha	182ha	
	8	まちに活力を与える地域商業の振興				
		商店街を中心としたイベント数	59回	70回	63回	
	9	地域の魅力を活かす観光・物産の振興				
		観光入込客数(延)市内合計	695,575人/年	705,000人/年	662,229人/年	
		観光ボランティアガイド登録者人数	37人	50人	32人	
	3	快適な集いと定住のまちづくり				
10		市ぐるみでのシティ・セールスの展開				
		本市パートナーショップの認定店舗数	6店	15店	4店	
		しこちゅ〜デザイン利用申請件数(累計)	16件	80件	94件	
11		未来につながる都市整備の推進				
		地籍調査の進捗率	44%	54%	52%	
		都市計画道路整備率	40%	42%	40%	
12		円滑な交流基盤の整備				
		道路ストックにおける長寿命化対策の橋梁数	3橋	121橋	20橋	
		デマンドタクシーの1日平均利用者数	95人	104人	83人	
		基幹道路整備率(新宮中央、大倉東、下井出藤原海岸線)	45%	100%	79%	
13		魅力ある定住環境の整備				
		市営住宅の更新進捗率	0%	28%	37%	
		公共下水道普及率	58.6%	61.8%	62.9%	
14		防災・減災対策の強化				
	災害時等における支援協力に関する協定締結数	19か所	25か所	53か所		
	自主防災組織の数	96団体	130団体	129団体		
	救急救命(又は応急手当)講習会参加者数	3,680人	5,000人	4,200人		
	防災士の人数	118人	200人	280人		
15	防犯・交通安全の強化					
	地域防犯パトロール団体の数	4団体	6団体	4団体		
	「振り込め詐欺被害防止」出前講座の実施	25回/年	40回/年	21回/年		
	交通事故発生件数	456件/年	440件/年	248件/年		

\*1 平成26年度から地域ふれあい座談会を廃止し、ケーブルテレビを活用した教育・啓発活動に変更した。

\*2 平成29年度から愛媛県のセキュリティアワードを介したインターネット環境になったことにより、アクセス件数の把握が困難な状況になった。



4 安心とぬくもりのまちづくり			
16	福祉社会の充実		
	自立相談支援による社会的自立件数	30件	50件
	災害時避難行動要支援者の登録人数	3,752人	3,800人
17	健康づくりの推進		
	各種健康教室への参加者数(累計)	2,325人	2,700人
	健康づくりサポーターの登録者数(累計)	35人	60人
	ゲートキーパーの養成者数(累計)	74人	1,000人
18	健やかな子育て・子育ての応援		
	子育て支援メニューの数	10件	11件
	子育てフェスタ参加者数	6,000人	7,000人
	HP「四国中央子育て応援隊」へのアクセス件数	18,000件	20,000件
19	安心で充実した高齢期の応援		
	地域ケア会議の開催	4回	12回
	認知症サポーター数	4,633人	7,500人
20	ともに生きるまちづくり		
	サービス等利用計画等の作成済件数	292件/年	900件/年
	障がい福祉サービス利用者	812人	900人
	地域移行支援及び地域定着支援の給付対象者数	1人	20人
	障害者優先調達推進法に基づく調達金額	100万円/年	300万円/年
5 人と文化を育むまちづくり			
21	人権文化のまちづくり		
	人権のつどいへの参加者数	360人	400人
	地域ふれあい座談会・地域学習会への参加者数(累計)	2,877人	3,000人
	人権・同和教育推進者養成講座修了者数(H25からの累計)	222人	1,200人
22	学びのネットワークの構築		
	学校地域支援本部事業実施校	12校	15校
	地域の方々の協力を得た活動数	303件	360件
23	一人ひとりの成長を支える学校教育の推進		
	学力調査結果の向上(H25年度からの経年変化率)	—	3%向上
	不登校児童・生徒数	98人	93人
	地域の教育力活用状況(学校教育に関する調査より)	207件	230件
24	地域文化の継承と創造		
	出前講座(文化財・史跡・遺跡関係)開催数	10回	30回
	書道パフォーマンス甲子園予選申込校数	51校	150校
25	生涯学習・生涯スポーツによる人づくり・まちづくり		
	生涯学習人材バンクへの登録者数	0人	200人
	公民館主催事業への参加者	76,665人	80,000人
6 市民自治と協働のまちづくり			
26	市民自治の促進		
	市役所での課長補佐以上職の女性比率	13.9%	↗
	審議会等の女性委員登用率	25.7%	30.0%
	地区コミュニティ計画の策定率	—	60.0%
	国際交流等の各種行事参加数(国際化推進実行委員会報告)	3,142人	5,000人
27	協働によるまちづくりの推進		
	ボランティア市民活動センター登録者数(累計)	4,311件	5,300件
	審議会等への公募委員選任数	23人	↗
28	健全な行財政運営の推進		
	経常収支比率	85.5%	83.1%
	実質公債費比率	13.8%	11.4%
	財政調整基金残高	66億円	93億円
	口座振替納税の加入率	29%	32%
29	市民サービスの向上と開かれた市役所づくり		
	ホームページアクセス件数(H25.6調査時点)	95,916件	120,000件
	フェイスブック等のアクセス件数	—	50,000件
30	広域連携の推進		
	県際地域との業務連携数	4件	10件
	県際地域の各種交流事業数	2件	8件
	県及び20市町での連携メニュー数(延)	22件	50件

\*1

\*2

## 統計

● 面積



421.24km<sup>2</sup>  
(H29年全国都道府県市区町村別面積)

● 世帯数



34,999世帯  
(H27年国勢調査)

● 総人口



87,413人  
(H27年国勢調査)

● 出生



600人  
(H29年市民窓口センター)

● 死亡



1,156人  
(H29年市民窓口センター)

● 家族



1世帯あたり2.49人  
(H27年国勢調査)

● 人口密度



207.51人/km<sup>2</sup>  
(H27年国勢調査)

● 就業者数



41,469人  
(H28年経済センサス)

● 事業所数



4,305事業所  
(H28年経済センサス)

● 市内総生産



435,848百万円  
(H27年度市町民所得統計)

● 予算



37,904百万円  
(H29年度普通会計決算額(歳出))

● 販売農家数



1,221戸  
(H27年農林業センサス)

● 農業就業人口



1,824人  
(H27年農林業センサス)

● 耕地面積



経営耕地総面積1,069ha  
(H27年農林業センサス)

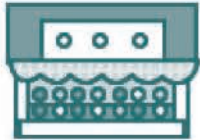
● 工業事業所数



369事業所  
(H29年工業統計調査(従業者4人以上))



## ● 商店



698事業所

(H28年経済センサス)

## ● 交通事故



294件

(H29年愛媛県警察本部「交通年鑑」)

## ● 刑法犯罪発生件数



447件

(H29年四国中央警察署)

## ● 火災



16件

(H29年市消防白書)

## ● 救急出動



3,635件

(H29年市消防白書)

## ● 救助出動



51件

(H29年市消防白書)

## ● 医療施設数



64施設

(H28年医療施設調査)

## ● 医師



150人

(H28年医師・歯科医師・薬剤師調査)

## ● 15歳未満



10,772人

(H27年国勢調査)

## ● 15歳以上65歳未満



50,225人

(H27年国勢調査)

## ● 65歳以上



26,416人

(H27年国勢調査)

## 後期基本計画策定に係る会議経過

年	月	日	曜	会議名	内容	場所
30	4	17	火	第1回検討委員会	後期基本計画素案作成作業の説明	旧庁舎4階 西会議室
	4	18	水	第1回検討部会	後期基本計画素案作成作業の説明	旧庁舎4階 東会議室
	6	19	火	第2回検討委員会	前期基本計画の進捗状況・後期基本 計画(素案)概要説明	旧庁舎4階 西会議室
	7	2	月	調整会議	後期基本計画(素案)協議	旧庁舎4階 西会議室
	7	19	木	議員全員勉強会	後期基本計画(素案)説明	旧庁舎5階 第1委員会室
	7	26	木	第1回審議会	委嘱状交付15名・正副会長選出・ 諮問・後期基本計画(素案)概要説明・ 部会設置及び部会委員選任・意見交換	旧庁舎5階 第1委員会室
	8	21	火	第1回審議部会	正副部会長選出・後期基本計画(案)協議	旧庁舎4階 西会議室
	9	20	木	第2回審議部会	後期基本計画(案)協議	市役所3階 302会議室
	10	11	木	第2回審議会(答申)	後期基本計画(案)審議、答申	市役所5階 大会議室
	10	24	水	第3回検討委員会	後期基本計画(案)協議	市役所4階 401会議室
	11	5	月	調整会議	後期基本計画計画(案)協議	市役所5階 庁議室
	11	15	木	議員全員勉強会	後期基本計画(案)説明	市役所6階 第1・第2委員会室
	11	29	木	タウンコメント	広報及び市HPIによる周知 閲覧期間1か月間(12月28日まで)	市役所及び各 窓口センター
	12	19	水	協働推進会議	後期基本計画(案)説明	市民交流棟
31	2	4	月	庁議	後期基本計画審議	市役所5階 庁議室
	2	12	火	議員全員勉強会	後期基本計画説明	市役所6階 第1・第2委員会室

## 四国中央市総合計画審議会委員名簿

順不同・敬称略

NO	氏名	役職名	備考
1	井上 治郎	四国中央商工会議所会頭	会長
2	刈田 清秀	土居町商工会会長	
3	井川 俊高	四国中央市体育協会会長	
4	星川 豊	四国中央市観光協会会長	
5	森実 友親	四国中央市文化協会副会長	
6	高橋 厚徳	四国中央市社会福祉協議会会長	副会長
7	矢野 強	四国中央市老人クラブ連合会会長	
8	篠原 晃	四国中央市PTA連合会会長	
9	石黒 忠則	四国中央市愛護班連絡協議会会長	
10	鈴木 千明	学識経験者(四国中央市教育委員)	
11	篠原 一志	うま農業協同組合組合長	
12	高木 恭也	宇摩医師会会長	
13	森川 啓子	NPO法人紙のまち図書館理事長	
14	井上 仁	株式会社四国中央テレビ代表取締役社長	
15	今村八千代	公募市民(伊予水引金封協同組合美結会会長)	

## 四国中央市総合計画審議部会委員名簿

順不同・敬称略

NO	氏名	役職名	備考
1	たかはし あつのり 高橋 厚徳	四国中央市社会福祉協議会会長	部会長
2	や の つよし 矢野 強	四国中央市老人クラブ連合会会長	
3	しのはら あきら 篠原 晃	四国中央市PTA連合会会長	
4	いしくろ ただのり 石黒 忠則	四国中央市愛護班連絡協議会会長	副部会長
5	すすき ちあき 鈴木 千明	学識経験者(四国中央市教育委員)	
6	もりかわ けいこ 森川 啓子	NPO法人紙のまち図書館理事長	
7	いまわらや ちよ 今村八千代	公募市民(伊予水引金封協同組合美結会会長)	



四政政第96号  
平成30年7月26日

四国中央市総合計画審議会  
会長 井上治郎様

四国中央市長 篠原実

## 第二次四国中央市総合計画後期基本計画について(諮問)

四国中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、「第二次四国中央市総合計画後期基本計画」について、貴審議会の意見を求めます。

平成30年10月11日

四国中央市長 篠原 実 様

四国中央市総合計画審議会  
会 長 井 上 治 郎

## 第二次四国中央市総合計画後期基本計画について(答申)

平成30年7月26日付け四政政第96号で諮問のありました「第二次四国中央市総合計画後期基本計画」について、本審議会では慎重に審議した結果、「第二次四国中央市総合計画後期基本計画(案)」を別紙の通り答申いたします。

なお、後期基本計画の実施に際しては、基本構想の大きな柱である交流と協働を基調に、社会情勢の変化への先見性と柔軟な対応力により、着実な推進に努められるよう要望いたします。

# 四国中央市総合計画審議会条例

平成16年4月1日

条例第13号

改正 平成17年6月10日条例第29号

平成23年9月22日条例第21号

平成24年6月21日条例第16号

(題名改称)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平24条例16・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

(平24条例16・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平23条例21・平24条例16・一部改正)



(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(平17条例29・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例16・全改)

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月10日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成23年9月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料

# 四国中央市総合計画審議会条例施行規則

平成16年8月3日

規則第169号

改正 平成24年6月21日規則第31号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市総合計画審議会条例(平成16年四国中央市条例第13号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則31・一部改正)

(審議事項)

第2条 条例第2条に規定する審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長等の責務)

第3条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を迅速かつ能率的に運営するよう努めなければならない。

2 審議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

(平24規則31・一部改正)

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会に、部会を置くことができる。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則31・全改)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月21日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 四国中央市総合計画審議部会要綱

平成30年8月22日  
告示第124号

### (設置)

第1条 四国中央市総合計画審議会条例施行規則(平成16年四国中央市規則第169号)第5条の規定に基づき、四国中央市総合計画審議部会(以下「部会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市の総合計画の細目的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)が必要と認める事項

### (組織)

第3条 部会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7人以内とする。

2 委員は、審議会委員のうちから、その会長が指名するものをもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会委員の任期による。

### (部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

### (その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

#### (招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、審議会の会長が招集する。





## 第二次四国中央市総合計画後期基本計画

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL : 0896-28-6000 (代)

URL : <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>

発行 : 四国中央市政策部政策推進課